

学生教育研究災害傷害保険金について

学生教育研究災害傷害保険(学研災)は、保険料を大学が負担して全学生が加入しています。
保険が適用される傷害事故を被った場合は、保険金を「事故見舞金」として給付します。

1. 適用条件

国内外において、本学の教育研究活動中の急激・偶然・外来の事故によりけがをし、医師等の治療を必要とし、通院または入院した場合が対象です。なお、「病気」はこの保険の対象外です。

(1)【正課中・学校行事中】の事故の場合

治療のため医療機関に実際に通院(入院含む)した日数が **1日以上** であること。

(2)【学校施設内(正課中・学校行事中・課外活動中以外)】の事故の場合

治療のため医療機関に実際に通院した日数が **4日以上** であること。

(3)【学校施設内外を問わない、課外活動中】の事故の場合

治療のため医療機関に実際に通院した日数が **14日以上** であること。

※「課外活動」とは学校の規則に基づき、所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。

したがって、「活動届」を事前に提出していることが必要です。

(4)【通学中・学校施設間移動中】の事故の場合

正課、学校行事、課外活動に参加するため、合理的な経路・方法で移動している場合。

※行事、課外活動は事前に届出を提出していることが必須です。

学研災 HP



【補足事項】

・(2)(3)の事故で治療日数が満たない場合も(LINE/専用アプリから)ご相談ください。

① 入院が **1日でもある** 場合は、通院した日数が所定の日数に満たなくても入院加算金の対象となります。

② 治療後や入院後に医師の指示にて、固定具(ギプス・シーネ等)を常時装着した場合には、装着期間中の日数を加算して所定の日数として請求ができる場合があります。

・私的な状況で(活動届の提出なく)上記の従事している期間は対象外です。(例:研究の手伝いなど)

・寮に在る間に生じた傷害事故は対象外です。

2. 医療保険金のめやす

保険金額は保険会社の審査後に確定しますが、医療保険金及び入院加算金のめやすは以下の通りです。
事故内容や傷病によっては保険会社の審査の結果対象外になる場合もあります。

※治療にかかった金額ではなく通院日数および入院日数で計算します。

治療日数	医療保険金	入院加算金(180日限度)
治療日数 1～ 3 日	3,000 円	入院 1 日につき 4,000 円 ※入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院1日目から支払われます。
〃 4～ 6 日	6,000 円	
〃 7～ 13 日	15,000 円	
〃 14～ 29 日	30,000 円	
〃 30～ 59 日	50,000 円	
〃 60～ 89 日	80,000 円	
〃 90～119 日	110,000 円	

(「医療保険金および入院加算金」を一部抜粋して記載)